

# 第253回 広島県都市計画審議会 議事録

- 1 日 時 令和6年2月2日(金) 15:30~16:03
- 2 場 所 サテライトキャンパスひろしま 502大講義室  
(Web会議併用)
- 3 出席委員 別紙のとおり
- 4 議 題 等 都市計画決定案件 2件
- 5 担当部署 広島県 土木建築局 都市計画課 施設計画グループ  
(082) 513-4117 (ダイヤルイン)
- 6 議 事 録

## 目 次

1 開 会 .....	1
2 議 事 .....	1
(1)第1号議案 備後圏都市計画区域区分の変更について.....	2
(2)第2号議案 備後圏都市計画臨港地区の変更について.....	6
3 閉 会 .....	9

広島県土木建築局都市計画課

## 1 開 会

開会 15:30

○**司会** それでは定刻となりましたので、ただいまから第 253 回広島県都市計画審議会を開催します。委員の皆様には、ご多用のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本日の会議資料について、ご確認をお願いします。

本日お手元にお配りしておりますのは、

次第、

委員名簿、

配席表、

資料 1「第 1 号議案 スライド資料」、

資料 2「第 2 号議案 スライド資料」、

資料について、不足はございませんでしょうか。

次に、前回の審議会以降に委員のご異動がございましたので、ご紹介します。

恐れ入りますが、お手元の委員名簿をご覧ください。

審議会条例 第 2 条第 1 項第 2 号「関係行政機関の職員」からの委員と致しまして、令和 5 年 10 月 30 日付けで、仙台 光仁 中国四国農政局長にご就任いただいております。

本日は代理で、小澤様にご出席いただいております。

○**仙台委員(代理:小澤)** よろしくをお願いします。

○**司会** また、名簿のお名前の右側に「オンライン出席」と記した 6 名の委員の皆様は、本日はウェブ会議システムを通じ、ご出席いただいております。

回線状況等により、音声聞き取りにくい場合などには、進行を調整させていただく場合がございます。何卒ご理解をいただきますよう、お願い申し上げます。

本日の会議時間は約 1 時間を予定しております。

それでは、これからの議事は、審議会運営規程第 5 条により、会長が「会議の議長」となっておりますことから、藤原会長、よろしくをお願いします。

## 2 議 事

○**藤原会長** 皆様こんにちは。

今日もお忙しいところ、ありがとうございます。

1 週間前に、能登半島に行きましたが、被害状況が聞いていたよりも甚大になっていると感じました。

今後、南海トラフ級の大きな地震が来たときに、インフラの破壊、液状化、津波、集団疎開など様々なタイプの災害が発生すると思いますが、今回の地震ではこれらがすべて発生しているので、次の防災に向けて、ある意味では備えを勉強できる機会かという

気もしました。

広島県の先生方におかれましては、経済的支援だけでなく人的支援など、いろいろな支援をしていただき、また迅速な対応ありがとうございます。

それでは、本題に入らせていただきたいと思います。

本日の出席委員ですが、こちらの会場に 12 名、オンラインでの出席が 6 名いまして、合計 18 名となります。全員 23 名中の 18 名ですので、2 分の 1 以上の出席ということで、審議会条例第 5 条により、この会は有効に成立致します。

このことから、第 253 回広島県都市計画審議会を開会致します。

まず、議事録署名委員を指名させていただきます。

今回は、村田委員と栗原委員です。

○村田委員 はい。

○栗原委員 はい。

○藤原会長 お二方にお願ひ致します。

それでは、議事次第に沿って、進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

お手元の次第にあるとおり、本日の付議案件は 2 件ございます。

まず、第 1 号議案および第 2 号議案につきましては、都市計画の変更となり、広島県が諮問する議案となっております。

それでは、第 1 号議案につきまして、事務局から説明をお願ひ致します。

## (1) 第 1 号議案 備後圏都市計画区域区分の変更について

○事務局 広島県都市計画課長の廣中でございます。

本日はどうぞよろしくお願ひ致します。

第 1 号議案の備後圏都市計画区域区分の変更についてご説明致します。

本議案は、備後圏都市計画区域におきまして、区域区分の変更を行うものでございます。

前方のスライドでご説明致します。

なお、お手元の配付資料では、資料 1 となります。

説明時間は約 8 分を予定しております。

まず、区域区分についてご説明致します。

区域区分とは、都市計画区域内での無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、「市街化区域」と「市街化調整区域」との区分を定めるものでございます。

「市街化区域」は、道路や公園、下水道などの公共施設の整備を優先的に進め、計画的に良好な市街地の形成を図る区域でございます。

「市街化調整区域」は、農地などの保全を優先し、市街化を抑制する区域でございます。

す。

「特定保留区域」は、計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる地区のうち、市街地の形成に相当期間を要するなど、市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入致します。

続いて、区域区分を有する都市計画区域についてご説明致します。

本県には、3つの区域区分を有する都市計画区域、いわゆる線引き都市計画区域があり、赤色で示しております、4市4町で構成する「広島圏都市計画区域」と、青色で示しております、4市で構成する「備後圏都市計画区域」と、黄色で示しております、東広島市のみの「東広島都市計画区域」がございます。

今回は、備後圏都市計画区域について、区域区分の変更を行うものでございます。

続いて、備後圏都市計画区域の現在の区域区分の状況について、ご説明致します。

備後圏都市計画区域は、三原市、尾道市、福山市、府中市の4市により構成されております。黒線で示した範囲が「都市計画区域」で、その中の赤色で示した範囲が「市街化区域」、その外側が「市街化調整区域」でございます。

続いて、区域区分見直しの基本的な考え方についてご説明致します。

市街化区域の規模は、令和3年3月に策定しました備後圏域都市計画区域マスタープランの目標年次である令和12年度における、市街化区域の規模を上限と致します。

以降、備後圏域都市計画区域マスタープランを「都市計画区域マスタープラン」と説明させていただきます。

市街化区域への編入にあたっては、計画的な市街地の整備が必要かつ確実なことなどの条件を満たす土地を対象として行います。

市街化調整区域への編入にあたっては、山林や農地などの今後市街地形成が見込まれない土地等を対象として行います。

なお、特定保留区域については、先ほどご説明しましたとおり、計画的な市街地整備の実施の見通しがあり、市街化区域とすることが妥当とされる地区のうち、市街地の形成に相当期間を要するなど、市街化区域への編入要件が整っていない地区を位置付け、編入要件が整った時点で市街化区域に編入致します。

続いて、今回の区域区分の見直しについてご説明致します。

今回の区域区分の随時見直しは、令和4年12月に行った第6回定期見直しにおいて、特定保留に位置付けた区域のうち、造成事業が竣工し、市街地整備の見通しが確実になったことで、市街化区域への編入要件を満たした区域について、計画的な市街化を図るため、特定保留を解除し、市街化区域へ編入するもので、本年3月に区域区分の変更告示を行う予定としております。

なお、区域区分の定期見直しとは、都市計画区域マスタープランの改定にあわせ、都市計画区域マスタープランに示す、市街化区域の規模等に基づき見直すものでご

ございます。

続いて、今回の見直し箇所図でございます。

赤色の枠で囲った部分が市街化区域へ編入する地区で、福山市 1 地区となります。青色の枠で囲った部分は、特定保留区域で、三原市 2 地区、尾道市 1 地区、福山市 1 地区となります。

これらの 4 地区は、第 6 回定期見直しにおいて、特定保留に位置付けており、市街化区域への編入要件を満たすまで、引き続き位置付けるものです。

前回からの見直しからの変更はないため、個別箇所の具体の説明は割愛させていただきます。

続いて、今回の見直し概要について、ご説明致します。

市街化調整区域から市街化区域へ編入する箇所は、1 地区約 31 ヘクタールでございます。今回の市街化区域の編入により、変更後の市街化区域面積は、約 14,245 ヘクタールとなります。

なお、変更後の市街化区域の面積は、都市計画区域マスタープランにおいて定める市街化区域の規模である、約 15,005 ヘクタール以内となっております。

続いて、市街化区域に編入する箇所について、ご説明致します。

今回の見直しでは、福山市北部の「北産業団地Ⅱ期地区」を市街化区域に編入致します。

当地区は、福山北産業団地第 2 期事業において、既存の産業団地に隣接して工業団地の造成が行われた地区であり、このたび、造成事業が竣工したことから、企業用地として分譲予定の区画などについて、計画的な市街化を図るため、特定保留を解除し、市街化区域へ編入致します。

市街化区域への編入後は、流通・物流施設等の立地が予定されております。

本議案に係る案につきましては、都市計画法第 17 条に基づき、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととされていることから、令和 5 年 12 月 11 日から 25 日まで 2 週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、変更案に関して、福山市から、異存のない旨の回答を頂いております。

以上で、第 1 号議案の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○藤原会長 はい。それでは議案の審議を致します。

質疑応答の方法ですけれども、まずこの会場でご意見を伺い、その後、オンラインでご出席の方のご意見を伺いたいと思います。

それでは、まずこの会場で、何かご質問あるいはご意見等がございましたら、挙手をお願い致します。

○藤原会長 杉原委員お願いします。

○**杉原委員** 造成前の写真を見ると、斜面になっていますが、造成する時は全体にならしたんですかね。

それとも、全部土砂を運び出したのでしょうか。

○**事務局** 今回の造成につきましては、造成区域内での土工の切り盛りバランスを調整しておりますので、区域外への土砂の運び出しは基本的に行っておりません。

左下の写真のとおり、写真の奥に向かって少しずつ段がついて上がっていくような形での宅地となっております。

○**杉原委員** 造成前の上流にため池がありますが、まだそのまま残っているのでしょうか。

こういうところで土砂災害が起こらないかなどの心配は無いところでしょうか。

○**事務局** 造成事業の中で調整池を設置しておりまして、大雨の際、急激に大量の水が下流に流れないように、流量を調整する役割を担っております。

○**藤原会長** 杉原委員が発言されたのは、この右下の写真の赤い線の左側に池があるということですか。

○**杉原委員** そこと、北側に「新池」みたいなものが図面に書いてあるので、ため池かなと思ひ質問しました。

○**事務局** ため池につきましては、現在もございます。

○**杉原委員** はい、ありがとうございます。

○**藤原会長** 他にいかがでしょうか。

この会場からは無いようですので、次にオンラインでご参加の皆様お伺いします。

何かご意見等ございましたら、挙手をお願い致します。

よろしいですね。それでは特にご意見がございませんので、第1号議案につきましては、原案どおりと決してよろしいでしょうか。

御異議ございませんので第1号議案につきましては原案どおりと致します。

## (2) 第2号議案 備後圏都市計画臨港地区の変更について

○藤原会長 続きまして、第2号議案です。  
事務局からご説明をお願い致します。

○事務局 それでは第2号議案の備後圏都市計画臨港地区の変更についてご説明致します。

本議案は、福山港において行っている公有水面埋立事業により、新たに埠頭用地等として活用する区域を、臨港地区に指定するものでございます。

前方のスライドでご説明致します。なお、お手元の配付資料では、資料2となります。説明時間は、約7分を予定しております。

まず、臨港地区の概要について、ご説明致します。

臨港地区とは、港湾としての機能を維持・保全し、適切に管理運営するために定める地区であり、港湾を管理運営する上で、必要な施設が立地する地域を指定するものです。

都市計画区域内の臨港地区は、港湾管理者の申し出た案に基づき、都市計画決定権者が定めることとされております。

港湾法で定める、国際拠点港湾及び重要港湾に係るものは県が、地方港湾に係るものは、市町が定めることとなっております。

福山港は、重要港湾のため、県が定めることとなります。

続いて、臨港地区を指定する効果についてご説明致します。

まず、1つ目として、岸壁や道路、物揚場などの施設は、臨港地区の指定と同時に、港湾施設に位置付けられます。これにより、例えば、被災時に補助金の交付を受けて当該施設を復旧することができます。

2つ目として、臨港地区を指定した区域においては、港湾法により、一定規模以上の工場などを建築する場合は、港湾管理者への届出が義務付けられます。

3つ目として、港湾管理者は、臨港地区内に、次にご説明する港湾法に基づく分区を、条例により指定することが可能となります。

続いて、分区についてご説明致します。

分区とは、港湾管理者が臨港地区内を機能・目的別に区分して指定することができるものであり、条例により、港湾の管理運営上支障のある用途について、新たな建築が制限されることとなります。本県では、7種類の分区が定められております。

例として、「商港区」は、旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域に、「工業港区」は、工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域に、「漁港区」は、水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域について、分区を定めております。

続いて、福山港臨港地区の概要についてご説明致します。

福山港は、瀬戸内海のほぼ中央部、県東部に位置する港で、県が港湾管理者となっております。

福山市は、この港を生かし、鉄鋼業など、臨海型工業を中心に瀬戸内海有数の工業都市として、また、流通拠点として、県の産業・経済の発展をけん引して参りました。

福山港における臨港地区は、現在、9地区、約71ヘクタールを指定しております。

今回の変更は、原地区において、交通・交流拠点整備に伴う公有水面の埋立が竣功する見通しであること及び隣接地を一体的に整備することに伴い、埠頭用地等として一体的な利活用を図るため、臨港地区を追加指定するものでございます。

続いて、福山港臨港地区の沿革についてご説明致します。

福山港は、昭和38年に重要港湾に指定され、翌年、福山港臨港地区の当初指定をしております。

以降は、福山港港湾計画などを踏まえ、区域の追加を行っており、今回変更する原地区は、平成17年に福山港臨港地区に追加指定され、その後、平成26年に変更が生じた地区でございます。

今回の変更により、約71.3ヘクタールから0.9ヘクタール増え、約72.2ヘクタールとなります。

続いて、変更箇所の概要についてご説明致します。

こちらは、原地区の拡大図になります。

今回臨港地区を追加する区域は、赤色で着色した範囲で、交通・交流拠点として、埋立が行われ、隣接地と合わせて一体的に整備する区域になります。

なお、青色で着色した範囲は、現在の臨港地区です。

続いて、変更箇所の整備状況についてご説明致します。

こちらは、令和6年1月現在の写真で、現在、公有水面での埋立整備を行っております。

今回、臨港地区に追加する区域は、赤枠で囲んだ区域であり、埋立事業が竣功する地区とその隣接地について、一体的に整備を行う予定でございます。

続いて、原地区の福山港港湾計画における位置付けについて、ご説明致します。

令和2年12月に一部変更された福山港港湾計画における、土地利用計画を示した図です。

原地区は、交通・交流拠点として、埠頭用地や交通機能用地が位置付けられております。

最後に、分区指定についてご説明させていただきます。

本日のご審議を受け、臨港地区を変更することに併せて、港湾管理者である県が、港湾法に基づき分区を指定し、土地利用制限を行う予定となります。

本区域については、旅客等の利用を目的とする、商港区が指定される予定です。

本議案に係る案につきましては、都市計画法第17条に基づき、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないこととされていることから、令和5年12月11日から25日までの2週間の縦覧に供しましたところ、意見書の提出はございませんでした。

また、変更案に関して、福山市から、異存のない旨の回答を頂いております。



以上で、第2号議案の説明を終わらせていただきます。  
ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○**藤原会長** はい、それでは議案の審議に入ります。

まずこの会場で何かご質問ご意見等ございましたら、挙手をお願い致します。

○**中崎委員(代理:桑島)** 今回、臨港地区の変更ということで、今後の用途が、旅客等の利用を目的とするということ、かつ、交通・交流拠点というようなものも入ってきております。

当然、船と車の利用との結節になる部分かなと想像できるわけですが、皆さんご存じの通り、鞆の浦周辺は道路事情がよくありません。

このあたりの交通需要と、臨港地区も含めた計画・対策について、お話いただければと思います。

○**事務局** 手持ち資料をスライドでお示ししながら説明させていただきます。

こちらは福山市の鞆町での説明会で使われた資料でございます。

今回の原地区の位置はこの図でいきますと、東側①でございます。

県道バイパスとなっているところが、現在トンネルの工事中であり、このトンネルができると、通過交通についてはこの県道バイパスを通じて、鞆の町内に入ることなく通過することができるようになります。

ただ一方で、鞆は観光地であり、繁忙期には車の流入が予想されます。

町内がかなり狭隘な道路で構成されており、渋滞や交通事故などの課題が予測されるため、東側と西側の方に拠点を設定し、交通・交流拠点の整備、具体的には栈橋の整備を両地区で予定しております。

これらが整備されると、東側から、仙酔島を經由して、西側の方に新たな交通の動線を作っていくことができます。

また、町内の道路では小型の電動タクシーであるグリーンスローモビリティを運行する等、交通の負荷を低減しているところです。

こうした将来の見通しを立てる中で、東側の原地区のところを先行して、臨港地区に指定していくものでございます。

○**中崎委員(代理:桑島)** ありがとうございます。

地域振興の拠点となること、期待しております。

○**藤原会長** はい、その他にいかがでしょうか。

それではオンラインの方々にお尋ね致します。

何かご意見ご質問等ございましたら、挙手をお願い致します。

はい。それでは皆様方よろしいですか。

それではご意見がないようですので、第2号議案につきまして、原案どおりと決してよろしいでしょうか。

御異議はございません。

第2号議案につきましては原案どおりと致します。

以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了致しました。

それではオンラインでご参加の皆様、会場の皆様、ありがとうございました。

事務局にお戻し致します。

### 3 閉 会

○司会 藤原会長、ありがとうございました。

委員の皆様には長時間にわたり、ご審議いただき、誠にありがとうございました。

次回審議会は令和6年7月を予定しております。

調整次第ご案内致しますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

以上をもちまして、第253回広島県都市計画審議会を閉会します。

本日はありがとうございました。

閉会 16:03

第253回 広島県都市計画審議会 委員名簿

R6. 2. 2現在

2条1項1号委員（学識経験のある者）

出席	氏名	役職名	摘要
○	すぎ 杉 原 数 美	広島国際大学教授	会長 会長代理
	たか 高 場 敏 雄	広島商工会議所副会頭	
	わた 渡 邊 一 成	福山市立大学教授	
○	ふじ 藤 原 章 正	広島大学教授	
○	にし 西 名 大 作	広島大学教授	
○	おお 太 田 いく 子	広島市立大学教授（オンライン出席）	
○	むら 村 田 和 賀 代	県立広島大学准教授（オンライン出席）	
○	か 水 主 川 緑	特定非営利活動法人府中ノアンテナ代表理事（オンライン出席）	

2条1項2号委員（関係行政機関の職員）

	氏名	役職名	摘要
○	なか 中 崎 剛	中国地方整備局長（代理出席）	(R5. 10. 30任命)
○	せん 仙 台 光 仁	中国四国農政局長（オンライン出席）（代理出席）	
○	ます 益 田 浩	中国運輸局長（オンライン出席）（代理出席）	
○	もり 森 元 良 幸	広島県警察本部長（代理出席）	

2条1項3号委員（市町長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
○	いま 今 榮 敏 彦	竹原市長（オンライン出席）	
	よし 吉 田 隆 行	坂町長	

2条1項4号委員（県議会の議員）

	氏名	役職名	摘要
○	う 宇 田 しん 伸	県議会議員	
○	き 城 戸 つね 常 太	〃	
○	とみ 富 永 けん 健 三	〃	
○	まつ 松 おか ひろ 宏 道	〃	
○	なか 中 はら こう 好 治	〃	
○	くり 栗 はら しゅん 俊 二	〃	
○	みや 宮 ざき やす のり 則	〃	

2条1項5号委員（市町の議会の議長を代表する者）

	氏名	役職名	摘要
	も 母 たに たつ のり 谷 龍 典	広島市議会議長	
	かじ 梶 川 き 三 樹 夫	府中町議会議長	